

令和4年度第1回 置賜地域保健医療協議会

次 第

1 協 議

「地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業に関する計画」について 【資料1】

【配付資料】

資料1 再編計画の認定申請書（案）、再編計画（案）、添付資料（抜粋）

参考資料1 山形県地域保健医療協議会設置要綱

参考資料2 置賜地域保健医療協議会委員名簿

令和4年度第1回置賜地域保健医療協議会 資料 概要

資料1 再編計画の認定申請書（案）、再編計画（案）、添付資料（抜粋）

- ・ 米沢市立病院・三友堂病院の統合再編に関し「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の規定に基づき策定する「地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業に関する計画」の案となります。
- ・ 医療機関の開設者から地方厚生局長に対し、同法第12条の2の2第1項の規定により認定申請を行います。
 手続の詳細は「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」（令和3年5月28日医政発0528第2号厚生労働省医政局長通知。最終改正：令和4年12月28日医政発1228第9号）に規定されています。
- ・ 認定申請に先立ち、地域医療構想調整会議において協議がなされ合意されていることを要します。
- ・ 再編計画の認定を受けた病院の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率が軽減されます。
 建物所有権保存登記の場合、本則1000分の4が1000分の2となります。
- ・ この軽減措置は、令和5年3月31日までに再編計画の認定を受けた場合に適用されます。
- ・ 認定申請の審査に要する期間を考慮すると、2月中に地域医療構想調整会議の合意を図る必要があることから、書面にて至急協議をお願いするものです。

参考資料1 山形県地域保健医療協議会設置要綱

参考資料2 置賜地域保健医療協議会委員名簿